

# ジョン・ロックのプロパティ論

## 目次

はじめに

一、自然状態

二、自己保存権・自己所有権

三、プロパティ正当化論

(一) 万物共有論

(二) 腐朽性の制約原理

(三) 十分性の制約原理

(四) プロパティ取得のルール

(一) 労働

(二) 交換・売買

(三) 贈与

(四) 相続

林

喜代美

(徳島大学総合科学部)

(五) 遺贈

おわりに

はじめに

ジョン・ロック(一六三二—一七〇四)の『統治二論』(一六八九年)はイングランドの名譽革命(一六八八年)を正当化するために執筆、出版されたと言われてきたが、執筆は第一論文が八〇年、第二論文はそれよりもさらに早く、七九年の冬あたりから執筆されたと推測されている。出版は名譽革命を正当化するためであったが、執筆はそうではない。ロック自身も本書序文において「残っている草稿」「失われた草稿」という言い方をしており、このことは執筆が出版よりかなり以前であったことを示唆している。いずれにせよ、ロック自身も序文において名譽革命を世界に向って正当化するために本書を出版するのだと明確に述べている。かれはそこで自身の法哲学、憲法理論、国家論の構成原理を明白に提示している。本書は

「わがが英国民の偉大な王位回復者」にして「現国王ウィリアム」の「王位」を確立するためにも、また国王の「権原」を「国民の同意」にもとづかしめるためにも充分なものであると信ずる。なぜなら「国民の同意」は、あらゆる合法的「政府」の唯一の権原であり、ウィリアムは「キリスト教国家」のなかで、他のいかなる「君主」よりも充分かつ明確に、この同意を受けているからである。さらに、このことは、「世界」に向って「イングランド国民」をも正当化するに充分であると信ずる。なぜなら、かれらの「正当な自然権」への「愛着」とこの権利を保全しようとする「決意」が、まさに「隷従」と「破滅」のふちにあった「国民」を救ったからである。(……)は原文がイタリック大文字。以下同じである。

ここにロックが明言しているように、かれの憲法理論の構成原理は二つである。ひとつは、国家権力の正統性は被治者の同意に基づくという、いわゆる同意理論である。もうひとつは、この同意理論の土台となっている自然権の理論である。ロックは『統治論第二論文』においては、自然権ということばのかわりに「プロパティ」ということばを使用している。自然権ということばは、ホッブズの危険きわまりない自然権と結びつけられ誤解されることを、ロックはおそれたのではないかと想像される。

いずれにせよ、ロックのプロパティ論は、かれの憲法理論、国家論の最も重要な構成原理である。かれの憲法理論体系は、この要石たるプロパティ論を取り去ると、崩壊する。

かれのプロパティ論は二五〇年にわたって連綿として議論されてきた。最近ではロバート・ノージックが『アナキー・国家・ユートピア』(一九七四年)において、ロックのプロパティ論を援用して、リバタリアニズムの法哲学を展開した。<sup>①</sup>これを契機にロックのプロパティ論は大いに脚光を浴びることになった。<sup>②</sup>

さらに学界の外では大きな政治的変動があった。共産主義国家と社会主義国家が全面的に崩壊した。資本主義陣営における福祉国家もしくは社会国家が挫折・失敗した。これらの失敗・挫折は起こるべくして起きたのである。人間の自然(本性)・本能を抑制したこと、官僚主導の計画国家であったこと、これらがその主たる原因であった。この政治変動は、当然のことながら、所有制度の見直し再検討をわれわれに迫っているのである。

小稿の背景にもこのような事情が存在することはたしかである。しかし小稿はノージックの所有権論や上述の政治変動が要請している所有制度の見直しを、直接、分析検討の対象とするものではない。小稿の課題は、ロックのプロパティ論の分析検討に限定される。

十七世紀人ロッキは十七世紀を超えて十八世紀を支配した。十八世紀はロックの世紀である。アメリカ人はロッキの政治・憲法理論を武器にしてイギリス本国と戦った。アメリカ独立宣言(一七七六年)はロックのプロパティ論と同意理論を全面的に採用し、これはフランス人権宣言(一七八九年)に継受され、徐々に世界に受容さ

れていったのである。

アメリカ独立宣言は世界に向ってこう宣言した。各人はすべて「天賦の権利」すなわち自然権として「生命、自由および幸福追求」の平等の権利をもっており、これらの権利を確保するために政府が設立されたのである。政府権力の正統性は国民の同意に由来する。政府が「生命、自由および幸福追求権」を侵害するようになったばあいには、国民は政府を改廃する権利を有する。ここにみられる「生命、自由および幸福追求権」は、まさに、ロックのプロパティ概念を、そっくりそのまま借用したものである。

所有の問題は、私有か共有（公有・国有）か、資本主義か共産主義か（ロックの時代にはまだこの問題は登場していない）という問題を、われわれにつきつける。この問題は、結局、自由か平等か、の問題である。ロックのプロパティ論は、この問題に哲学的原理的考察を加えており、それ故に現代の所有問題を検討するばあいにも大いに参考になると思われる。否、ロックのプロパティ論は時代を超えて普遍的な意義を有しているように思われる。

(1) R. Nozick, *Anarchy, State, and Utopia* (Oxford: Blackwell, 1974). 島津格訳『アナーキー・国家・ユートピア』（木鐸社一九八九）。

(2) ロックのプロパティ論研究の最近の動向については森村進『ロック所有論の再生』（有斐閣一九九七）をみよ。

## 一 自然状態

ロックのプロパティ論（当然憲法理論全体も）は自然状態における自己保存権からスタートする。これはホッブズの国家論の図式と同じである。ホッブズによれば、人間も他の生き物と同じように生命的個体であり、かか

るものとして自己保存権を有する。この権利は自己の生命・身体を保存するためには、いかなることをも為し得る権利である。自己保存に必要とあらば人を殺すことも許容される権利である。そして何が自己保存に必要であるかどうかの判断権は生命的〈個体〉としての個々の人間に専属する。したがってホッブズの自然状態は戦争状態である。この恐るべき状態から脱出して安全かつ平和に自己保存をなすことを目指して人びとは自然の権利たるこの恐るべき危険な自己保存権を同時一斉に放棄して主権者（国家）を設立したのである。したがって主権者設立後は、国民は自然権放棄の結果、無権利の状態におかれることになる。国民は主権者に対して絶対服従の義務を負う。

なぜ、こういうことになってしまったのか。ホッブズの自己保存権論には〈主体〉が存在しないからである。つまり〈個人〉が存在しないからである。人間は歴史的社会的存在である。このことは自明の理である。ところがホッブズは、人間を単なる生物学的生理学的な生命的〈個体〉であると理解している。生命的〈個体〉は、つねに、かついかなる場所においてもエゴセントリックに自己保存を図るものである。これが自然界の厳然たる事実である。このようにホッブズの間観は生物学的生理学的な生命的〈個体〉であって歴史的社会的な存在としての〈個人〉ではない。それ故、主権者が国民を死刑に処すとか逮捕するといふばあいには、これに抵抗することが許される、とホッブズは主張するのである。生命的〈個体〉としての人間は、自己の生命・身体に対する侵害には、たとえそれが主権者の合法的な侵害たとえば殺人犯に対する死刑の執行）であつても、これに抵抗できる。牛や豚は屠殺されんとするとき必死に抵抗するものである。この動物の抵抗を合法的行為であるとわれわれは考えるであろうか。あるいは自己保存権の行使であると考えられるであろうか。かくしてホッブズの自己保存権は人間的個人的主体なき自己保存権であると結論せざるを得ないのである。それ故ホッブズには私的所有権の觀念は存在しない。主権者が所有権を創設し内容を決定するのである。私的所有権の主体は個人である。それ故〈個人〉の存在しないところには私的所有も存在しない。ホッブズは〈個人〉ではなく単なる生命的〈個体〉を発見

したにすぎない。但し不可侵の「個体」を発見した功績はホッブズに帰するのである。

ロックはホッブズのこの限界を突破することができるのであろうか。

ロックの自然状態は、ホッブズのそれとは異なり、比較的に平和な状態であると解釈される傾向がやや有力であるように思われるが、はたしてそうであらうか。平和状態であるならば、国家とか政府とか共通権力のごときものは、論理的には、不必要である。ともあれ、ロックの語るところに耳を傾けることにしよう。

ロックは政治権力を正しく理解し、その起源を認識するためには、自然状態における人間の自然の姿を観察する必要があると考えて、こう記述している。自然状態とは、

「完全な自由の状態」であって、そこでは、「自然法」の範囲内で自分が適切であると判断するところにしたがって、「他人」の許可を求めたり、「他人」の「意志」に従属したりせずに、自分の「行為」を規律し、自分の「所有物」と「身体」とを処理することができる。それはまた「平等な状態」でもある（第四節<sup>1)</sup>。

ロックの自然状態も完全に自由かつ平等な状態である。ここでは「権力」と「裁判権」はすべて相互的であって、他人より多くもつ者はひとりもないのである（第四節）。つまりいかなる個人も支配、服従、従属の関係にはないということである。また自然状態は完全な自由の状態ではあるが、決して「放縦の状態」ではない（第六節）。というのは、

「自然状態」には、これを支配する「自然法」が存在し、これがすべての人を義務づけているからである。そして「理性」こそ「自然法」なのであるが、理性は、これにちよつと耳を傾けさえすれば、全「人類」に、すべての人間は平等で独立しているのであるから、何人も他人の「生命」、「健康」、「自由」、「所有物」を侵害

してはならない、ということをお教えるのである（第六節）。

ロックはつづけて言う。すべての人は自己自身を保存すべきであり、気ままにこの地位を放棄してはならない。それ故、各人は「自己の〈保存〉が脅かされないかぎり、できるだけ〈他の人間〉をも保存すべきであつて」加害者に制裁を加えるばあいを除いて、「他人の生命、自由、健康、身体、あるいは財産」を奪つたり侵害してはならない（第六節）。

それでは共通権力なき自然状態（第一九節）において、この自然法Ⅱ理性法Ⅱ神法（第一三五節）の実効性、拘束力は、いかにして、何によつて担保されるのであろうか。ロックはこう考える。

自然状態においては自然法の〈執行〉は各人の手に委ねられている。かくして各人は、自然法の違反者を、その違反を防止することができる程度まで、処罰する権利をもっている（第七節）。

ロックも自然状態における自然法の拘束力を担保するものとして人間の理性や良心に期待し得ないということをはつきり認識していた。かれも自然法違反者に制裁を加える何らかの〈力〉がなければ、自然法は「空虚なものとなつてしまふ」ということを認めている（第七節）。

それ故、ロックは、自然状態においては各人は自然法違反者に対する処罰権をもっていると主張する。だが、この各人の処罰権は自然法の実効性を担保できるのであろうか。この処罰権は自己保存権ともまた自己防衛権ともことなる。後者は自己保存が、あるいは自己の自然権が侵害されるばあいに行使される。いわば消極的な権利である。処罰権は自己のみならず他の人の生命、身体、自由、財産の侵害者に対しても行使できる。これは積極的な権利であつて他人のためにも行使できるのである。なぜなら、すべての人は、全人類を保存する権利をもつて

いるからである。かくして、すべての人が自然法違反者を処罰する権利をもち、自然法の執行者となる(第八節)。私見によれば、ロックのこのような見解からは戦争状態が帰結すると推論するのが至極自然であるように思われる。というのは、各人は自己の保存を最優先課題としており、そしてこの自己保存は個人的主観的なものである。たとえロックが説くように各人は自然法の範囲内において自己保存をなさなければならないという条件を強調してみたところで、自己保存権の個人的主観的解釈は、自然法解釈の個人化主観化を必然的に招来する。自然法の多様な解釈は、自然法解釈の対立ひいては抗争へとすすむであろう。かくしてロックの自然状態も戦争状態とならなければならない。

ところがロックはこうは推論しなかった。かれはイングランド国教会の神学者リチャード・フッカー(一五五四—一六〇〇)をかつぎ出して、自然状態は平和状態であると論証しようとしている。フッカーによれば、人間は神が自己の目的のために創った作品である。神は人間が平和に共存できるように、人間に理性を与え、相互の慈愛と相互扶助の義務を課した。人間は神の所有物であり、この神の命令||自然法に違反してはならない。かくして自然状態は平和の状態である(第五、六節)。

しかしながらロックは、後に政治社会の説明の段(第九章)になると、これとは全く異なる自然状態観を表明している。なぜ人びとは完全な自由と平等の平和な自然状態を放棄して国家(政府)を設立するのであるのか。かれはこの疑問にホッブズ張りの思想を以って応答している。

自然状態において人は、そのような権利(自己の身体と所有物に対する絶対的権利)をもっているが、しかしこの権利の享受ははなはだ不確実で、絶えず他人からの侵害に晒されている。というのは、万人が彼と同じように王であり、万人が彼と平等であり、しかも、ほとんどの人が衡平と正義を厳格に守ろうとしないので、自然状態においてはプロパティの享受はきわめて不安定できわめて不確実であるからである。かくして、人は、



たとえ自由であっても、恐怖と絶えざる危険に満ちているこの状態をすすんで放棄しようとする。したがって人が自己の生命、自由、財産——これらを私は〈プロパティ〉という名辞で総称するが——を相互に〈保存〉するために、既に結合しているか、あるいはこれから結合しようと思っている他の人びととともに社会をつくることを追求し、すすんで社会に加わることを願うのは、理由のないことではないのである（第一二三節、なお以下の節をも参照せよ、第一二四、一二五、一三一、一三七、二二節）。

われわれは、このロックの明白なとつもない矛盾をどう解釈すべきなのか。人間は神に理性を与えられた合理的な生き物であるが、ほとんどの人間はそうではない。自然状態は平和な状態ではあるが、戦争状態である。ロックは、何故、このような誰にも一目瞭然たる矛盾的言辭を弄したのか。

人間は誰でも自分を観察すると、自分のなかに矛盾するものを抱えていることに気づく筈である。人間は理性的であるとともに反理性的、感情的でもある。人間は神的でもあれば悪魔的でもある。人間は羊でもあれば狼でもある。社交的でもあれば非社交的でもある。平和的でもあれば好戦的でもある。信仰心にあふれるときもあれば不信仰になるときもある。人間の本性は善でもなく悪でもない。人間にはこれらが共存しているのである。もちろんこれらの性向のうち一方のみが強いという型の人間も多いことはたしかである。しかしほとんどの人間には両者が強弱に差はあれ共存しているのである。

もしロックがこのような人間観を採用しているとすれば、彼の一見矛盾しているようにみえる思想も整合的に理解することが可能であるように思われる。つまり、自然状態は平和状態ではあるが、そのなかに戦争状態を含んでいるということになる。また国家状態は平和状態ではあるが、そのなかに戦争状態を含んでいることになる。平和状態のなかに戦争状態が、戦争状態のなかに平和状態が潜在しているということである。

しかしながらロックがこのような人間観を抱いていたという証拠は、残念ながら見つけられなかった。ところ

で、ここで、われわれはロックが真摯なピューリタンであったことに思いを至すべきである。もしかが真実キリスト教信者であったとするならば、かれは人間を邪悪なもの、罪深いものと観ていたと推論するほうが、よりロックの真実に近いように思われる。とするならば自然状態は戦争状態でなければならぬ。しかるにそうではない。

というわけで、結局、ロックのなかには、二つの自然状態が共存していたと解釈するのが最も自然であるように思われる。ひとつは墮罪以前の時代、太古の時代、原始の時代の自然状態であり、もうひとつは、現実の、つまり十七世紀イングランドの自然状態である。あるいは、こう言い換えてもよからう。理想的、仮説的な自然状態と現実の自然状態である。

ロックは絶対君主制の下にある人びとは自然状態であると述べ（第九〇節）、共通権力なき状態を自然状態というのだと述べ、これは戦争の状態であると明言している（第一九節）。このような思想を、ロックはイングランドの現実から学んだのである。かれは十才から十七才の時にピューリタン革命を、二十八才の時に王政復古を、五十六才の時に名誉革命を経験しているのである。

また十七世紀には、はるか遠い過去の時代には人類の幸福な状態があったという信仰のごときものがあった。イングランドにはノルマン・コンクエスト以前は支配も被支配もない平和で幸福な時代であったという信仰があった。そしてノルマン・コンクエスト以後のイングランドを「ノルマンの軛」として拒否するということが、十七世紀の、とりわけピューリタン革命期の革命派の人びとの間にみられるのである。記憶をこえたはるかな過去への憧憬の一部は聖書の物語に、一部は神話の黄金時代などに起因するものである。そしてロックは太古の時代、平和な自然状態が存在していたということを信じていたようなふしがある（第一四、一一一節参照）。ちなみにロックは一六六三年から六四年にかけて執筆されたと推定されている『自然法論』においては天動説を信じ（第一エッセイ）、一六九〇年刊行の『人間知性論』では地動説にくらがえしている（第二巻第一四章第二一節）。ロッ

クは時代をこのように生きたのである。いずれにせよ、ロックのばあい、この二つの自然状態がコンテクストによって、その一方が、あるいは他方が前景に出てくる、あるいは強調されるということであったと思われる。ロックの二見矛盾すると思われる思想や表現は、身の危険のあるときは、自己の真意をあいまいにしておくという彼の処世術からも生まれてくる。これには偉大な先例があるのであって、イエス・キリストは危険が迫っているときには、いつも、こうしたのである。また、かれはまわりに気をつかう性格であったが、これもその原因のひとつかもしれない。

私の結論を述べなくてはならない。ロックは読者を安心させるために、公平かつ賢明であると評判のたかたかりチャード・フッカーというイングラント国教会の僧服を借用したのである。この僧服の下にはホッブズの思想が潜んでいるのである。かれはフッカーの文章をそっくりそのまま引用して、自然状態は万人が自由・平等で、平和な状態であると説明した(第五節)あと、すぐにフッカーの説から離れる。ロックは、自然状態においては万人が自然法の執行権すなわち自然法違反者処罰権を有するという説を導入して、これは「大変奇妙なドクトリン」(第九節)であるとか「一風変わったドクトリン」(第一三節)であると繰り返し断わっている。これは、読者に「新奇」な理論に慣れさせるための、ロックのレトリックである。そしてひいてはホッブズ的自然状態論を導入したとき、読者の反発を少しでも弱めるための事前の準備作業であると解される。

ロックはホッブズにしばしば毒づいているけれども、ホッブズの家国家理論はビクともしないであろう。ロックはほんとうはホッブズの弟子なのである。ロックはホッブズの開拓した、政治哲学の大道を歩んで、その政治哲学をさらに前進させたのである。すなわち近代化させたのである。ロックは、ホッブズの理論に「神」と「個人」を持ち込んで、主権の絶対性をひっくりかえして個人の絶対性をおいたのである。しかしロックは、かれの用心深い性格からしても、ホッブズの名前を表面に出すわけにはいかなかった。なぜならホッブズは、当時、なうての「無神論者」だったからである。

もうひとつ理由があるように思う。つまりロックはホッブズの影響を強くうけており、このことをあまりにも意識しすぎた結果、ホッブズの名前を出すことができなかつたと私は推測する。著作家は自分が強く影響を受けている人物の名前は出したいがらないものである。

最後に以下のことを確認しておこう。ロックの自然状態はホッブズのそれと完全に一致するものではないが、非常に近いと言ってよい。ロックの自然状態は平和ではないとしても社会状態である。その最初かつ最小の単位は家族であり、市民社会も国家もこれよりはじまる(第七七一八六節)。そしてすべての個人は、自然状態において不可侵の自然権たるプロパティを、つまり自己の生命、身体、自由、財産に対する所有権をもっており、このプロパティを安全、平和にそして恒久的に保全するために政府(政治社会、国家)を設立するのである。

(1) これはロック『統治論』第二篇の節の意である。以下同じ。第一篇の引用のばあいは第一篇第一節というふうに表記する。ロック『統治論』の原典は以下の版に依拠した。J.Locke, *Two Treatises of Government*, ed. P. Laslett (Cambridge U.P., 1988) 日本語訳は以下の訳書を参照した。松浦嘉一訳『政治論』(東西出版社一九四八)、服部辨ノ助訳『政治論』(現代教養文庫一九五八)、鶴飼信成訳『市民政府論』(岩波文庫一九六八)、宮川透訳『統治論』(中央公論社『世界の名著』第二七卷一九六八)、伊藤宏之訳『全訳統治論』(柏書房一九九七)。松浦訳、伊藤訳は第一篇、第二篇の全訳であり、他の二訳は第二篇のみの訳である。

## 二 自己保存権・自己所有権

地球上の生命体は生命を与えられると同時に自然的に自己保存のための活動を開始する。これは人間にも他の動物にも植物にも共通する、自然界の厳然たる事実である。ロックのプロパティ論はこの事実からスタートする。

かれは『統治二論』第二篇第五章「プロパティ論」の冒頭で、こう宣言している。

自然の（理性）がわれわれに教えるところによれば、人間はひとたび生まれると、自己保存の権利をもち、したがって肉や飲み物、さらには自然が人間の生存のために与えてくれるその他の物に対する権利をもつ（第二五節）。

ロックは人間の自己保存という（事実）を（権利）として承認する。この人間存在の肯定なくして社会も文化も文明も歴史もその他一切の人間の価値も存在し得ない。自己保存は個々人にとつても至高の価値となる、最優先の価値となる。国家の任務も、ロックが執拗に繰り返し主張しているように、個々人のプロパティの保存、すなわち自己保存の平和的保障である（第三、八七、九五、一二四、一三一、一三四、一三八、一七一節）。ロックにとつては、個人の自己保存が最優先の課題である。他人の保存、生存に対する配慮は二の次である。富者の慈善や施しの義務についてロックはこう考えている。

われわれは、絶えず、すべての人に住居を与え、食物を施す義務があるわけではない。この義務があるのは、貧しい不幸な人びとがわれわれの恵みを必要とし、そしてわれわれの財力が慈善を与えることができるばかりのみである。<sup>(1)</sup>

この考えは『統治二論』においても堅持されている。まず、すべての人間は自己自身を保存しなければならぬ。各人はこの地位を勝手に捨ててはならない義務を神に対して負っているのである。それ故、人が他人の生存に関心をもつように義務づけられるのは「自己自身の保存が脅かされなければいかにかぎり」他の人間をもできるかぎり保存すべきである（第六節）。しかしながら財産所有者のこの慈善の義務は「同胞を餓死させない」というギリギリ最低限の義務である。そしてこの義務に反することは、常に（罪）であるとロックは主張する（第一篇

第四二節)。ただし、当然のことながら、怠惰な貧者は慈悲を受ける権利も慈悲を要求する権利もない。なぜなら怠惰な貧者は、労働という、神に対する義務をはたしていないからである。そして富者は勤勉、貧者は怠惰と決めてかかるのが当時の常識であった。常識人ロックはこの常識を受け容れていた筈である。<sup>(2)</sup>

ロックの説く自己保存権は単に「個体」のエゴイズムにもとづく権利ではなく、「個人」の権利である。このことは、ロックの時代には共同体から意識的自覚的に独立していた近代的「個人」が既に多数存在していたということを示唆するものである。この裏には、当然のことながら、共同体から放り出された人びともたくさんいたわけで、これらの人びとは「怠惰」な乞食や「怠惰」な浮浪者となって、社会から道徳的劣敗者のレッテルを貼られたのである。

権利というものは一般的に個人的主観的なものであるが、ロックの自己保存権は「個人権」である。したがって、これにともなって、ジョン・ダンが指摘しているように、義務も個人化主観化していると考えなくてはならない。<sup>(3)</sup> ロックが同胞を餓死させることは罪であると呼ばわっても、慈悲を施さずかどうかは個人の良心の問題である。ホッブズの自然権（自己保存権）は「個人」ではなく生命的「個体」の自己保存権である。ここには生命的個体のエゴイズムしか存在しない。したがってここにはいかなる義務の観念もは入り込む余地はない。そしてかかるエゴイズムは時と場所を問わず、常に存在するものなのである。

くりかえしになるが、ロックによれば、自然状態において、既に、各人はすべて、自然法（これは神の法でもあり理性法でもある）の枠内で自己保存権を所有している。自己とはプロパティである。プロパティとは生命、身体、自由、財産である。自然状態における自然法の執行権者は個々人である。各人は自己のみならず他者の自己保存を侵害する、自然法の違反者を処罰する権利をもっている。なぜなら「あるひとりの人間に対して不正な暴力を加えたり殺害を実行する者は全人類に宣戦布告した」ことになるからである（第一一節）。したがって、われわれは誰でも、このような自然法違反者をライオンやトラのように殺してもよいのである。「およそ人の血を

流す者は、人その血を流さん」(『創世記』第九章第六節) というのが偉大な自然法だからである(第二節)。ロックは断固とした応報刑主義者である。人間の生命の価値は平等であって、これには絶対に例外があってはならないのである。

個々人が自由に自己保存をなすべきであると主張するなら、各人が自由に使用処分することのできる財産すなわち私的所有が絶対に必要である。自由には物質的土台が絶対に欠かせない。ロックは私的所有が自然権つまり不可侵の権利であるということをも証明するために、各人は自己の「身体」に対する所有権をもっている、という命題を提示する。

すべての人間は自己自身の「身体」に対する「所有権」をもっている。これに対しては、本人以外の他のいかなる人もいかなる権利ももっていない(第二七節)。

この命題は個々人が自己の生命、身体および身体にそなわっている肉体的精神的諸能力の所有者であるということの意味する。そしてこのことは身体にそなわっている諸能力の活動すなわち「労働」によって獲得した所有物についても不可侵の権利(自然権)を有するということを含意するものである。

各人は自己の生命、身体に対して所有権(自己所有権)をもっているという主張は、現代では、誰もが直観的に当然のこととする思想である。しかしロックの時代には、いまだ奴隷が公然と認められていたということ、絶対君主が臣民の身体を恣意的に侵害(不法逮捕、投獄等)していたこと、等を想起する必要がある。またロックが攻撃の対象に選んだがために、ただこれだけのおかげで現在に名を残しているロバート・フィルマーによれば、父親や君主は自分の「子どもや臣民の生命、自由、財産に対して絶対的で恣意的で無制限かつ制限され得ない権力」をもち、好き勝手にかれらの財産を取りあげたり、かれらの身体を売ったり去勢したり使役したりするのであ

るから、かれらは皆、彼の奴隷である（第一篇第九節）。ロックの自己所有権論は、このような当時の現実に対するアンチテーゼであった。

ところが、にもかかわらず、真摯なキリスト者であり、常識人とはいえ先駆的な思想家であったロックが、奴隷貿易を営む「王立アフリカ会社」に投資して何がしかの利益をあげていた<sup>4</sup>ということも、われわれは見落してはならない。他人のことはよくわかるが自分のことはよくわからないとは世間の人びとがよく言う真実のことばであるが、ロックは、これを地で行っているわけである。へいかなる人の知識も、その人の経験をこえることはできない」とはロック自身のことば（『人間知性論』第二巻第一章第一九節）であるが、結局、かれもこの限界をのりこえることはできなかったということである。思想を肉体化するということは至難の業である。

さて本論へもどろう。各人が自己所有権をもつということは、私の身体に対しては私以外の人はいかなる権利ももっていないということである。私の身体とその能力に対して拘束、制限等を課するばあいには私の同意を必要とする。身体の不可侵性を発見したのはホッブズであるが、かれのばあいは生命的「個体」としての身体にとどまっていた。これを発展させて「個人」の身体の不可侵性を導き出したのはロックである。

しかしながら、ロックによれば、この自己所有権は完全な自由を意味するものではない。自殺は禁止されている。生命は神のものだからである（第二三節）。また自己を他人の奴隷とすることも禁止されている。なぜなら他人の思うがままに生命を奪い去られることも神が禁じているからである。また生命に対する所有権をもっていないのに、どうして生命を支配する権利を他人に与えることができるのであろうか（第二三節）。

ただし正義の、もしくは合法的な戦争のばあい、征服者は被征服者（武器をとって積極的に抵抗した者つまり生命を投げうって参戦した者に限る）の生命・身体に対しては絶対的な支配権をもつのであるから、かれらを殺害することも許されている。それ故かれらを奴隷にすることは、なおのこと許される（第八五、一七二、一七八節）。各人の自己保存権と自己所有権を主張する理論は、この奴隷の存在を、どのように正当化するのであろうか。



この理論は原則的に奴隷を許容しない。戦争しかも正義の戦争と合法的な戦争のばあいにかぎって、捕虜を奴隷にすることが許容される、というのがロックの考えである。正義の戦争と合法的戦争がいかなるものか明白ではないが、自衛戦争と制裁戦争を意味しているとすれば、ロックの主張は論理一貫した合理性をもっているように思われる。先に侵略した者（先に他者の自己保存および自己所有の権利を侵害した者）は法（自然法および国法）の保護をうけることができず、かかる侵略者に対しては、何人が処罰権を行使してもよい、というのがロックの基本的立場である。そしてこの処罰権は当然のことであるが殺害の権利を含むものである。

生命・身体の不可侵性を主張する自己所有権は、最も原初的で最も基本的な権利である。この理論は、その後、憲法の領域において、一連の、いわゆる「人身の自由権」という人権に具体化されることになる。特に人身の自由が高い価値をおく英国、米国は、そのための精緻な法制度を発展させてきた。日本国憲法第三一条から第三九条の人身の自由に関する規定は、かかる法価値の継受である。

- (1) J.Locke, *Essays on the Law of Nature*: The Latin text with a translation ed. by W.von Leyden (Oxford: Clarendon press, 1954), the 7th Essay, p.195. 浜林正夫訳『自然法論』（河出書房新社・世界大思想全集『ホブズ・ロック・ハリントン』一九六二）一七五頁。
- (2) M.Cranston, *John Locke*: A Biography (Oxford U. P.1957), p.426. こゝには晩年のロックの世話をした、かつてのロックの恋人であったレディ・マーシャムの証言が引用されている。それによれば、怠惰な乞食には慈善の必要はないというのがロックの考えであった。
- (3) J.Dunn, *The political Thought of John Locke* (Cambridge U. p. 1969), P.217.
- (4) M.Cranston, *op.cit.*, p.115. J.Dunn, *Locke* (Oxford U. P., 1984), p.45. 加藤節訳『ジョン・ロック』（岩波書店一九八七）七十七頁。

### 三 プロパティ正当化論

ここでの課題は、ロックが私的所有権をどのように正当化しているかを分析・評価することである。ロックは私的所有権の正当化論を『統治二論』第二篇第五章「プロパティについて」において集中的に展開しており、したがってここではこの第五章を中心に分析・検討がなされることになる。

#### (一) 万物共有論

神が全人類に生存のため世界を共有物として与えた(第二五、二六、二七、三四節)とはどういう意味であろうか。

空腹を満たすため、誰の所有にも支配にも帰していない野原のリンゴの実をひとつ採って食べたいと思ったばあい、私は全人類の同意を得てから、リンゴの実を採らねばならないのであろうか。それとも誰の同意がなくても私はこのリンゴを採って食べてよいのであろうか。ロックによれば、地球上の一切の天然資源は、神が生存のため全人類に共有物として与えたものである。とすれば全人類の同意が必要であるように思われる。ところが、神は同時に万人に自己保存の手段としてプロパティを授けたのである。各人は自己保存のために、全人類の共有物から必要なものをもって使用、消費しなければならぬ。この立場にたつと全人類の同意はもろろんのこと、誰の同意も要らないように思われる。各人の不可侵不可譲の自己保存権の理論は、人類の共有物たる天然資源の一部を採って自己の所有とするばあい、全人類の同意を必要とするということを想定するものではない。このことを、ロックは繰り返し明言している。もし全人類の

同意が必要であるならば、神が人間に与えた豊かな恵みにもかかわらず、人間は餓死していたであろう。共

有であるものの一部を取り、それを自然が放置したままの状態から取り去ることによって「所有権が生ずる」ということは、契約によって「共有地」のままになっているのを見ればわかることであり、このことがなければ共有地は何の役にもたたない。そして共有地のどの部分をとるにせよ、このことについて全共有者の明示の同意を必要とするわけではない。このようにして、私が他人と共有権をもっている土地で、私の馬が喰った草、私の召使いが刈った草、私が採掘した鉱石は、誰の譲渡も同意もなしに、私の「所有物」となる。私の労働が、それらを、それらが置かれていた共有の状態から取り出すことによって、それらに対する「所有権」を「確立」したのである（第二八節）。

その土地に対してはすべての人が平等の権利をもっており、したがって、彼は、仲間の全共有権者、つまり全人類の同意がなければ、その土地を占有することも、囲い込むこともできない、と主張したところで、これによつては、彼のこの権利を無効にすることはできない。神が、この世界を全人類共有のものとして与えたと、神は、同時に人間に労働することをも命じ、また人間の貧窮状態も労働を必要としたのである（第三二節）。

このようにロックは明確に私的所有権の獲得には、人びとのいかなる同意も、許可も必要としないと述べている。かくして地球上の天然資源は労働を加えさえすれば、何人に対しても開かれることになった。共有の状態にある物に所有権が設定される根拠は「労働」である。これは原初の自然法であるが、同時に現在でも効力をもっている法なのである。

この法によつて、いまだ依然として人類の共有財産である巨大な大洋で、人がどんな魚を捕えようと、あるいはどんな竜涎香を手に入れようと、それは、自然が放置した共有状態からそれを取り出した「労働」によつ

て、この労を払った人の（所有に帰する）のである（第三〇節）。

このようにロックの共有論は決して積極的なものではなく、消極的なものである。私的所有権の獲得に際して、何人も他人のいかなる同意も許可も必要としない。かくして地球上の共有状態にある天然資源は（労働）を加えさえすれば、何人に対しても開かれることになったのである。

ロックは、何故、かかる共有論を展開する必要があったのであろうか。ひとつはフィルマーの理論（神はアダムとその子孫に世界を与えたという）を否定するためである。かれはこのことは証明できないと考えていた（第三九節）。もうひとつはグロティウス（一五八三—一六四五）とプーフENDORF（一六三二—一六九四）の共有論の理論的制約をのりこえるためであった。

かれらは私的所有権の設立には制限があると考えた。グロティウスは、人びとの明示的もしくは黙示的な（契約）が必要であったと<sup>(1)</sup>考え、プーフENDORFは明示的もしくは黙示的（同意）が必要であったと述べている。<sup>(2)</sup>ロックはこの制限を取り除いたのである。その理由は至極単純明快で、歴史的事実に反するというものである。

原初、世界は全体が（アメリカ）であった。いや、アメリカ以上であった（第四九節）。

太古においては人口は少数で、土地およびその他の生活資源は豊富であった。したがって、人びとはこれらの生存手段を入手するために競争したり戦ったりする必要はなかった。生活資財がありあまるほどあるところでは、私的所有権の觀念の発生する余地はない。私がある物を私のものと思いたいと思ったとき、骨を折ることなく、手を伸ばしさえすれば、その物を手に入れることができるところでは、人びとの合意を得たり、人びとと契約を取り交したりする必要は全然ない。

## (二) 腐朽性の制約原理

このようにロックは私的所有権設定についてグロティウスとプーフエンドルフが設けていた制限を取り払った。しかし、かれは、同時に新しい制限を設けた。ロックは、原初の自然状態においては、個人の所有には自然的（あるいは神の課した）制限があると考えている。神は人類に世界を与えたが、それは腐敗させたり、破壊したりするためではなく、享受するためである。

「神、われらに万物を豊かに与え給えり」(『テモテ前書』第六章第一七節)とは、靈感によって確認された理性の声である。だが神は、どの程度までわれわれに与え給うたのだろうか。へ享受するためである。物が腐らないうちに生活の何かの便宜のために利用できるかぎり、誰でも自己の労働によって所有物を確定できるのである。これを超過する物はすべて、かれの分け前以上のものであって、それは他人の物なのである。腐敗させたり、壊したりするために神が人間のために創ったものは何ひとつないのである(第三一、三七、三八、四六、五〇節)。

結局、ロックのばあい、私的所有権の正当な限界は、財産の大きさいかにではなく、所有物が腐朽してしまうかどうかによって決定される(第四六節)。

この腐朽性の原理は、要するにロックの日常生活の道徳である、無駄・浪費嫌いの端的な表現以上のものではないように思われる。このプロパティ制約原理は、かれの理論体系において、ほとんど存在する場所をもたない。このことは少しばかり考えてみれば、すぐに合点がいく。

ロックによれば、原初の自然状態は人口が少なく天然資源は無限であった。この状態では所有権の成立する余地はない。人びとは自分に必要なだけ取って消費した。自然に存する物をそのまま消費、使用していると余

は私的所有の意識は発生しない。所有権が発生するのは物資が不足しているばあいと天然資源に労働を投下し、それを加工しなければ消費・利用ができないばあいである。自然のままでも利用できるが、その財物入手するのに骨を折らなければならないばあいも、もちろん所有権が成立する。横着な人間がこれを横取りするからである。所有権の設定を認めなければならないのは、以上のばあいである。

物が無尽蔵にあつて簡単に手に入るところでは、私がたくさん採つて腐らせようと（こんな無駄な、意味のない労働をする人間はいないと思うのであるが）、自然の共有状態のまま腐らせようと、この両者の間には本質的差異はない。私は他人の分け前や生存を侵害したことはない。

腐朽性の制約原理はロックの時代においては、なおさら意味をなさない。人口増加によつて資源は無尽蔵でなくなつたが、人間は腐朽の前に加工・管理する技術や知識を獲得している。また腐るまえに市場で交換する、貨幣で売買するということも一般的常識となつてゐる。かくのごとく腐朽性の制約原理が、所有権の正当な範囲を確定するということはほとんどのばあいは期待できない。ロックのこの規程が実効性をもつとすれば、いまだ交換経済も貨幣経済も知らない、天然資源の欠乏する原始の状態において以外にはない。結局、前述のごとく、ロックは無駄や浪費を非常に嫌悪したので、所有物を腐朽させてはならないという原理を、その現実的成立条件を十分に検討することなく、ただ主張したにすぎないように思われる。

いづれにせよ、この制約原理は交換経済、貨幣経済のもとでは全く意味をもっていないことを確認しておかなければならない。

### (三) 十分性の制約原理

ロックは、私的所有権獲得について、もうひとつ制限を設けた。ロックにとつて私的所有権成立の基本的前提条件は「他人の分け前を侵害しないこと」、他人の不利益にならないことである（第三三、三六、三七節）。こ

の具体化が有名な「十分性の制約」原理である。

「労働」は労働した人の明々白々な所有物であるから、少なくとも（自然の恵みが）共有物として他人にも、十分にそして同じように良いものが残されているかぎり、ひとたび労働が加えられたものに対しては、この労働した人以外のいかなる人も権利をもつことはできないのである（第二七、三三、三四、三六、三七、三八節）。

しかしロックは原初の自然状態における土地所有については十分性の制約がはたらく余地はほとんどないことを認めながら、こう述べている。

「土地」の一部を改良することによつて、このように「占有」することは、他人に対していかなる侵害も与えなかった。なぜなら、なお十分に、そして同じように良いものが残されていて、しかもまだ土地をもたない者が利用しきれないほどあったからである。したがつて、実際、誰かが自分のために囲い込みをしたからといって、他人に残された土地が減るということは決してなかった。なぜなら、他人が十分利用できるだけ残しておけば、全く何も取らないのと同じだからである。他人がたらふく水を飲んでも、同じ水の流れがそっくり残っていて、自分もそれで渴を癒すことができるなら、他人が水を飲んだことによつて自分が被害を受けたと考える者はいないであろう。土地にしる水にしる、いずれの場合でも、それらが十分にあるところでは事情は全く同じなのである（第三三節）。

腐朽性の制約原理は、前述のごとく、貨幣の導入によつて、簡単に克服されるであろうと、ロックは考えていたと思われる。十分性の制約原理を、ロックはどのようにして克服するのであろうか。

ロックによれば、原初の自然状態の段階では、自然資源がありあまるほどであったから、個々人が共有状態の資源から自分に必要なものを取り出して所有しても、十分性の制約を侵害することはなかった（第三一、三六、三九、五一節）。ロックのこの言説ははたして正しいのであろうか。

ロックはこのような認識に立つて、先に引用した文章のなかで、土地と水を同列に扱っているが、はたしてこれの証明は正しいのであろうか。水については正しいと言ってよいであろう。土地に関してはロックの言いつ分は明らかに間違っている。土地はふえることはないからである。ここに百ヘクタールの土地があつて百人の人間がいるとしよう。まず私が自分に必要な二ヘクタールの土地を取るとしよう。私は日当りのよい最も肥沃な土地を、つまり最も生産力の高い土地を二ヘクタールとる。既にこの段階で十分にそして同じように良いものが残されている。状態ではなくなっている。だが次を続けよう。二番目の人は体力に自信があり、自分に必要な土地を三ヘクタールとつた。すると九八人で九五ヘクタールを分けることになり、平等に分けても前二者の分け前より少ない。このようにして分けていくと分け前はだんだん減少し、最後のひとは一ヘクタールの分け前にもあずかることができなくなる。

狩猟採取時代においても、人は、他の動物と同じように、美味な動物、美味な果実等から採取し食していった筈である。したがつて、人びとが取る前と同じように、他の人びとにも十分に良いものが残されているということとありそうにない。かくして十分性の制約原理が実効性をもつばあいは全くないとまでは言えないが、ほとんどないと言わざるを得ない。この原理を実現するには権力による強制と権力による永続的監視が必要であろう。そしてこのような権力は必然的に恐るべき弾圧をひきおこす。それでも十分性の制限を遵守させることはできないであろう。自然状態においてであれ、国家状態においてであれ、この原理を人間に遵守させることは不可能である。

ところがロックは、この制限をも、次の二つの理由によって解除してしまうのである。(一)土地の私有は、その



土地の生産力を飛躍的にたかめるから誰の権利も侵害しない。制限をこえて土地を私有することは、したがって、むしろ賞讃さるべきことである。(二)貨幣の導入は所有の不平等をも含意しているのである。(一)についてロックはこのように説明している。

自己の労働によって土地を占有する者は、人類の共同の資産を減少させるのではなく、増加させるのである。なぜなら囲い込んで耕作された一エーカーの土地から生産される、人間生活の維持に必要な食糧は(きわめて控え目に見積つても)、同じ程度に肥沃ではあるが共有地として荒地のままになっている一エーカーの土地が生産する食糧よりも十倍は多いからである。それ故、土地を囲い込み、一〇エーカーの土地から、自然のまま放置された一〇〇エーカーの土地から取れるよりはるかに多くの生活資財を取る人は、まさに九〇エーカーの土地を人類に与えることになると言つてよいであろう。なぜなら、いまや彼の労働によって、共有のままに放置されている一〇〇エーカーの土地の産出高に等しい食糧が、一〇エーカーの土地から供給されるからである。私はここで改良地を大変低く見積つて、その生産高を一〇対一としたが、実際にはほとんど一〇〇対一なのである。というのは、何ら改良も耕作も経営もされずに、自然のままに放置されているアメリカの原始林や未開の荒地の千エーカーの土地は、その貧困で惨じめな住民に対し、はたしてデヴォンシャのよく耕作された、同様に肥沃な一〇エーカーの土地が産出するのと同じほど多くの生活資財を産出しているであろうか、と私は疑問をいだいているからである(第三七節)。

土地所有に関しては十分性の制約原理は貫徹されない。この原理は、すべての人が平等に十分な土地を所有することではない、ということが直ちに判明する。所有されている耕作地の生産力は、自然のままの土地の生産力の一〇〇倍であるということが、この原理を無効ならしめる理由である。

私は他の人びとが十分な土地を所有できないほど広大な土地を所有してもよい。もし私がこの土地から自然の状態のままの土地の生産高より一〇〇倍の生活資財を生産することができるならば、私のこの土地所有は正当である。というのは、一〇〇倍に増加した生活資財は、より多くの人びとを扶養でき、さらに人びとの生活水準の向上に貢献するからである。

私のこのような土地所有のために、十分な土地を所有できない人や全く土地を所有できない人が発生するであろう。かれらは生活資財に困窮するであろう。私の増加した生産物はこのような人びとに分配されねばならない。ロックはこのことを仮定している。但し餓死させないという最低の生活の保障である（第一篇第四二節）。最低生活と言っても、農耕社会の人びとの生活水準は、農耕のなされていらない社会の人びとの生活水準よりはるかにましである。アメリカの部族の長は「広大で実り豊かな大地をもちながら」も「労働によつて改良することをしなかつたので」「イングランドの日雇労働者よりも粗悪な衣食住の状態にある」（第四一節）。

要するに、充分性の制約原理は、土地所有に関しては、すべての人びとに十分かつ同じように良いものが残されることを条件とするものではない。自己の生存に必要である以上の広大な土地の所有も、全体として人びとの生活水準をひきあげることができればならば、正当化される。狩猟採取時代に比して農耕時代は人びとの生活は飛躍的に豊かになった。農耕社会（イングランド）とそうでない社会（アメリカ）との生活水準を比較してみよ、前者のほうがはるかに高いのである。このように土地の私有化は生産量の飛躍的増大をもたらし、人びとに以前より水準の高い満足のできる生活を提供することができるのである。

これがロックの土地私有正当化論である。これは功利主義的正当化論である。かれには、もうひとつの私的所  
有正当化論がある。これは労働正当化論と呼ぶことが許されるであろう。こちらのほうは自然権的正当化論である。この二つの正当化論は本質的には矛盾するものである。自然権的正当化論は、人びとの生活水準の向上に役立つとか、社会に何らかの貢献をするということとは関係なく、私的所有権の正当性を主張する。この権利は自

然権であつて、〈功利〉によつては否定され得ないと主張する。だがロックはこのことに気づいてはいなかったように思われる。

さてつぎに充分性の制約原理も、腐朽性の制約原理と同じように、貨幣の導入とともに、その意味をほとんど失うことになる。そもそも制限されている自然権たる私的所有権は、貨幣の導入によつて、無制限の自然権（私的所有権）へと移行する。この移行は自然状態において開始され国家状態においても止むことはない。ロックは、いまだ世界には十分な土地があるにもかかわらず、土地と生活に困窮している人びとがいるが、これは貨幣の導入に帰因するのだと述べている。

私があえてはつきりと断言したいことは、こうである。すなわち、前述したのと同じ〈所有権のルール〉が、つまり各人は自己の利用し得るだけのものを持つべしというルールが、今日もなお世界で通用していて、何人をも困窮させることはないだろうということである。なぜなら世界には、なお現在の人口の二倍のものを養うに足る土地があるのだが、〈貨幣が発明〉され、これに価値を置く人間の暗黙の同意が、所有権のルール以上の大きな財産とこれに対する権利とを（合意によつて）この世界に持ち込んでしまい、このために土地の不足を来しているに過ぎないからである（第三六節）。

ロックの観察によれば、貨幣の導入されていない地域には、ありあまるほどの自然のままの共有地が存在するが、貨幣の導入されている地域には、このような共有地はほとんど存在し得ない（第四五節）。どうしてこういうことになるのか。貨幣の導入される前には、あらゆる物（当然土地をも含む）に対する個人の所有権には自然的制限が付着していた。ところが貨幣の登場によつて、この自然的制限が、つまりいかなる人も自己の消費もしくは利用できるだけのものを持つべきであるという自然的ルールが無効にされたのである。ロックはその経緯を

詳細に語っているが（第四五—五〇節）、ここではその総括部分のみをみておくことにする。

金銀は、食物、衣服、乗り物に比べると、人間の生活にはほとんど役に立たず、ただ人びとの同意によってのみ価値をもつものであるから——しかしこのばあいでも価値の基準となるのは、大概、労働であるが——人びとが土地の不釣合かつ不平等な所有にも同意したということは明らかである。なぜなら、金銀は、所有者の手の中でいたんだり、腐ったりしないので、誰にも害を与えずに貯えることができる。そこで土地生産物の余剰分と交換に金銀を受け取ることによって、人は自分だけではそこからの生産物を利用しきれないほどの土地を正当に所有する方法を暗黙の自発的同意によって発見したからである。私有財産の不平等をもたらす、このような物の分け方は、政治社会の枠の外で、契約なしに、ただ金や銀に価値をおき、暗黙裡に貨幣の使用に同意することによってのみ、実行可能となったのである。なぜなら国家のもとにあつては、法律が所有権を規律し、土地所有を決定するのは実定法だからである（第五〇節）。

このようにロックによれば、政治社会の外において、すなわち自然状態において、既に貨幣が発明され、これにともなつて交換経済、市場と商業が飛躍的に拡大した。この結果、財産の不平等、土地所有の不平等も拡大した。所有の不平等は決して貨幣の導入とともににはじまったわけではない。貨幣の導入がこれを促進したのである。ロック自身、このことを明確に認めている。私的所有は「労働と勤勉によつてはじまった」（第四五節）のであり、「勤労の程度がそれぞれ異なることによつて、人びとはそれぞれ異なる割合の所有物をもつことになるのである」（第四八節）。「貨幣の発明は、このような傾向を継続させ、拡大する機会を与えた」（第四八節）にすぎないのである。

ロックは個々人の生まれながらの精神的肉体的資質や能力が、勤勉とあいまって私的所有の大小をもたらすこ

とを認識し、かつこれを肯定していた。かれは財産を平等化しようなどという考えは微塵も抱かなかった。なぜなら財産の平等化は、人間の不可侵の自然権たる自己所有権の理論に反するからである。<sup>(3)</sup>

ロックは貨幣の登場も、土地私有化（農耕時代の到来）と同じように、全体的にみれば、人類に富の飛躍的増大をもたらし、ひいては人類全体（個々人ではなく）の生活水準をひきあげると考えたのである。

かくしてロックは、伝統的な教義——神は全人類に万物を共有物として与えたという——から出発して、私的所有に対する二つの制約原理（これらの原理は規範的性格が弱く自然的、事理的制約の性格の強いものではあるが）を粉碎し、いまや、無制限の私的所有獲得への道をきりひらいたのである。

ロックは、何故に、この制約原理を持ち込んで私的所有権に制限を加えたのか。この二つの制約原理は、自然状態においても、ロックの時代においても、ほとんど意味をもっていない。にもかかわらず、ロックはこの二つの原理を持ち込み、そしてわざわざこれらが無意味ならしめる発言をし、あるいは粹砕してみせる必要があったのか。ありていに言つて、私には不可解である。

腐朽性の制約原理は、単に無駄浪費をしてはならないというロックの日常道徳の表明にすぎないように思われる。この原理は、生活財がありあまるほど豊富であった（とロックが想像している）原初の自然状態においては全く意味をなさない。腐朽させても誰の生存をも害しないからである。この原理は生活物資の不足する状態においてしか意味をもたない。しかしこの状態でも貨幣が登場しているならば、この原理はほとんど意味をなさない。人間が自分に必要とする以上のものを所有したいという欲望をもつようになるのは貨幣の導入によってである。それ故、この原理は腐敗させる前に貨幣と交換すべきであるという、所有者の貨幣（財産）獲得願望を表現したにすぎない。あるいは所有者に対する単なる勧告にすぎない。たしかにロックは、一貫して、腐敗させることは自然法に反すると考えている。とは言うものの、いまや、「耐久性ある品物」(第四六節)たる貨幣と腐敗することなきへ土地の蓄積は無制限となった(第四六節)。もちろん貨幣は交換の便のために発明されたものであるか

ら、貨幣の退蔵は非難さるべきことである。貨幣を投資して交易（商業）を盛んにして富のさらなる増大を追求すること、これがロックのいわんとするところであった（第四八節）。実際、この制約原理は所有者に対する警告とか助言以上の意味をもち得ない。

十分性の制約原理は、中世的共有觀念の残滓であるとともに、貪欲は罪であるというキリスト教的信念の表明でもある。中世の公式的見解によれば、神は万物を全人類に共有物として与えた。人はこの共有物から自己の生存に必要なものを取り出して消費するのである。したがって財物所有者は一時的に預かって管理しているにすぎないのであって、人びとは自己の生存の必要に迫られたばあいには、この財物から必要部分を取り去る（権利）がある、と考えられていた。この行為は窃盗にも強盗にもならないのである（トマス・アクィナス『神学大全』第六六問題第七項）。中世には「個人」は存在しなかったのであるから「個人」所有権もまた存在する余地はなかったのである。

この二つの制約原理は、「他人を害してはならない」というロックの行動原理の表明でもある。かれは、人間は相互に害し合ってはならないと『統治二論』の冒頭で一般論を述べ（第六節）、私的所有の獲得に際しても、このことを繰り返して主張している（第三三、三六、三七、五〇節）。さらに、かれは、人は「他人に害を与えない楽しみを味わう自由をもつ」（第二二八節）と述べ、「他人を害しないこと」を人間の基本的な行動原理と考えている。この原理は、後に、J・S・ミルが、かれの『自由論』（一八五九年）のなかで、自由主義の重要な原理として主張することになるものである。<sup>4</sup>しかしながら、ロックは、前述のごとく、これらの制約原理を、私的所有とりわけ土地私有化において、功利主義的正当化論（生産力増大論）と貨幣の導入によって、いとも簡単にのりこえたのである。かくしてロックは富の無限の蓄積と富の不等をもたらず道をきりひらいたのである。かれは、当然のこととは言え、巨大な富の所有にも、所有の不等にも、反対するようなことは一言も発していない。

#### (四) プロパティ取得のルール

ロックが私的所有権の成立を認めるのは次の五つである。(一)労働、(二)交換・売買、(三)贈与、(四)相続、(五)遺贈。これらを順次検討してゆくことにしよう。

(一) 労働　ロックが最も重要視する事由である。労働が私的所有権を成立させる根拠は、各人が自己の身体的所有権者であるということである(自己所有権)。ロックはこのことを次のように説明している。

大地と人間以下のすべての被造物は、すべての人間の共有物ではあるが、しかし一人一人の人間すべては、自己自身の(身体)に対する(所有権)をもっている。これに対しては、本人以外の誰もどんな権利ももっていない。かれの身体の(労働)とかれの手の(働き)は、まさしく彼のものであると言つてよい。それ故、自然が与え、そのままにしておいた状態から、かれが取り出したものは何であろうと、かれはこれに自分の(労働)を混ぜ、またこれに自分自身のものである何かをつけ加え、こうすることによってこの物を自分の(所有物)とするのである。この物は、自然が置いた共有の状態から、かれによって取り出されたのであるから、この(労働)によって他の人びとの共有権を排除する何かが付け加えられたのである。というのは、この(労働)は労働した者の疑いもない所有物なのであるから、ひとたび労働が付け加えられた物に対しては、かれ以外のいかなる者も権利をもつことはできないのである(第二七節)。

ロックは私的所有権の成立を、まず、自然権の理論によって正当化する。各人は自己の内に所有権の偉大な基礎をもっている(第四四節)。各人は自己の身体に備わっている精神的肉体的能力を働かせることによって所有権を獲得する(第二一八―三五、四四節)。各人は自己の身体に対する所有権をもっている。本人以外のいかなる人も、この所有権をもっていない。このことはきわめて自然であつて、誰もが直観的に納得できる。人びとは自己

の身体に備わっている諸能力を働かせて入手した物は自分の所有物だと確信する。つまり私以外のいかなる人も、この物に対していかなる権利ももっていない。この物に対する私の所有権は神聖不可侵の自然権である。この所有権を制限したり、奪ったりするには、 $\langle$ 私自身の同意 $\rangle$ がなくてはならない。これがロックの原則的立場である。かれはこう主張する。国家の

最高権力といえども、同意を得なければ、誰からも、その所有物のいかなる部分も奪うことはできない。なぜなら所有物の保全こそ統治の目的だからである（第一三八節）。

但しロックはこの $\langle$ 本人の同意を必要とする $\rangle$ という立場を、首尾一貫させることができなかったのであるが、ここではこの問題に立ち入ることはできない。

ここに引用した文章から明らかであると思うのであるが、ロックのプロパティ論は個人主義のそれである。個人は自己目的として存在し、この自己存在を維持・発展させるために物的財産を必要としているのである。プロパティの主体は個人である。個人は自己所有権の主体である。個人は自己の生命、身体、自由、所有物の所有権者である（もつとも生命は神のものであるが）。個人は国家や社会や君主や親のために存在するのではない。個人をこれらの手段とするのが集団主義、全体主義である。ロックが集団主義者でもなく、また集団主義的プロパティ観の持主でもないということは『統治論』第二篇第五章「父権について」を読めば、直ちに納得いくことである。両親は自分の子に対して、いかなる支配権も所有権ももっていない。親は自分たちの生んだ子どもが、少くとも自立あるいは成人に達するまで、保護、扶養、教育訓練をほどこす義務がある。親でさえ自分の子どもを支配所有してはならぬ。これがロックの個人主義である。

所有を自然権理論によって正当化しようというのがロックの基本的立場である。かれはこの理論の根底に自己



所有権を据えたのである。この立場は、前述のごとく、きわめて個人主義的である。この立場は、ロックのもうひとつの所有権正当化論である功利主義的正当化論と矛盾対立することはないのであろうか。

私が海辺で拾った貝殻は私のものである。私が私の労働を投下した絵は私のものである。これらについて異論を唱える人はまずいまいである。社会的価値、効用がないか、ほとんどないと評価しているからである。ところが次の例はどうであろうか。私はある土地を、その景観や散策を楽しむために入手した。そしてこの土地は農地にも最適であるとしよう。さらに私は他の人びとに〈害〉を与えず、この土地を占有し利用しているとしよう。

所有権自然権論者は、私の所有権を認めるであろう。ところが功利主義的所有権論者は私の所有権を否定するであろう。かれらは私のこの土地所有は社会的効用を阻害しており、農地に転用しなければ、私の所有権をとりあげるべきであると主張するであろう。功利主義的所有権論は、当該所有権が社会的に有益であるか、社会的効用をはたしているかどうか、で判断するのであつて、不可侵の自然権たる私的所有権などというものは本質的に認めないのである。ロックには、このように相対立する二つの私的所有権正当化論が併存しているということを指摘しておくなくてはならない。

ところで議論を少しもとにもどして自己所有権が私的所有権の大きいなる基礎であるというロックのことばについて少し考えてみよう。あなたの人生は一体誰のものなのか、と問われたら、あなたは「私の人生は私自身のものである」と答えるであろう。ロックの自己所有権テーゼは、まさに各人が各人の主人は自己自身であるということの宣言である。各人は自由に自己の身体が備えている精神的肉体的諸能力を働かせて自己の人生を生きてゆくべきである。

ところで人間は低次元の生理的欲求（衣食住に対する欲求）の段階から安全・安定の欲求を経て自己実現欲求の段階に至るまで、自己の能力と欲望をもって外的対象物に働きかけて、これを獲得しながら自己の生存を維持し、快適な生活と自己実現を追求するのである。この人生の発展段階のいずれをとってみても、各人の所有は、

その時々各人の能力や人格や欲求と密接不離に結びついているのである。つまり所有物は、各人の能力・人格・欲求の外化したものである。あるいはその延長である。それ故、あなたはあなたが所有しているものを奪われたとき、自己の所有物以外の何かを奪われたような、切りとられたような、侵害されたような苦痛を味わうのである。ロックの自己所有権の理論は、かくのごとく、きわめて個人主義的であり、したがって、明白に私的所有権を支持する。この理論は、私的所有権の強固な基礎である。自己所有権にもとづく所有権の獲得者は個人なのである。

(二) 交換・売買 所有物の交換・売買は当事者の所有の価値を増大させる。腐敗する物を腐敗しない物と、自分が余分にもっている物と自分に欠けているものと交換する。最初は現物交換であったが、貨幣の発明によって交換は飛躍的に拡大した。人間の労働力も売買の対象となり、雇用関係が発生する(第八五節)。所有の不等も発生する(第四八、五〇節)。ロックはこのようなことをすべて容認していたと思われる。

(三) 贈与 当事者の一方(贈与者)が自己の所有物を無償で他方の当事者(受贈者)に与える行為が贈与である。贈与者は自己の所有物を自由に使用、収益、処分する権利をもっているから、自由に贈与をなすことができる。これを禁止する合理的事由はみあたらない。問題は受贈者の側にある。つまり受贈者は労働していないではないか、という批判が提出される。これは棚からボタモチ式の僥倖は許せないという感情論であろう。この贈与は所有権者の所有物処分の自由のひとつであって、これを法律をもって禁止したり制限したりすることは不可能である。ロック自身もこのことを明言している。「法律を作つて、人が自分の金や不動産を自分の好きな人に譲り渡すことを阻止することは不可能である。」<sup>(5)</sup>

(四) 相続 親は自分の産んだ子どもに対して保護、扶養、教育訓練の義務を負う(第一篇第八八―九〇節)。子どもは親に対して、これらの権利を有している。これは自然法である。したがって、子どもは親の財産を相続する権利(自然権)をもっている。子どもは他人に先んじて親の財産を相続する権利をもっている(第一九〇節)。

しかしながら親は自分の一番気に入った子どもに多くを与える権利をもっている（第七二節）。

相続権は自然権であるから、国家（政府）に先行する。したがって国家は自然権たる相続権を保全しなければならない。国家は相続権を制限したり条件をつけたりしてはならない。親も自分の子どもに自己の財産を相続させる自然権を有しており、子どもも親の財産を相続する自然権を有しているのである。しかしロックによれば、所有権を相続するときには、つねに国家に服従することに同意しているのである。

コモンウェルスはその領土のいかなる部分も分割することを許さないし、また、その共同社会の成員以外の者による所有をも許さない。それ故、息子は、普通、父が服したのと同じ条件に服し、その社会の成員となるのでなければ、父の所有物を相続することはできない（第一一七節）。

なぜロックはこのような矛盾に陥ったのか。それはロックが政府への服従は被治者の同意によらなければならずと仮定したからである。なぜ、こういう仮定をしたのか。同意なき政府は専制的であると信じたからである。

ところでわれわれが政府に服従するのは、明示的であろうと默示的であろうと、同意しているからというよりは、むしろ、政治がわれわれの生命、財産、自由、安全を、ロックのことばで言えば、プロパティを保護しているからである。私は私の財産を自分の子どもに遺す自然権をもっており、私の子どもはこの私の財産を相続する自然権をもっている。そして政府が、この両者の自然権を保全する限り、私も、私の子どもも政府に服従する義務を負うのである。

(五) 遺贈 これは停止条件つき贈与である。遺贈は（延期された贈与（私はこの適切なことばを誰が言ったか思い出せない））である。生前贈与と死後贈与との間には本質的差異はない。前者を認めて後者を否定するのは矛盾である。遺贈権も自然権である。なぜならプロパティ権だからである。ただし、子孫の相続権（これも自然権

である)を侵害しない範囲で遺贈権は行使されなくてはならない。

人間の死については肉体が死亡すると同時にその人の人格や財産も死滅すると考えることはできない。肉体は死滅しても人格や財産は存続するのである。したがって私は私の死後も私の財産を私の子孫の相続権(遺留分)を侵害しない範囲で、自由に処分する権利があると考えるのが自然である。ロックには遺贈の権利が相続よりも優先するように読める文章がある(第七二節)が、子孫の相続権のほうをより重要視していると解して間違いないであろう。まず家族の保存が優先すると考えるのがもっとも自然だからである。

- (1) グロティウス(一又正雄訳)『戦争と平和の法』酒井書店一九九六(一九五一)二二二―二二五、二七二頁。
- (2) Samuel Pufendorf, *On the Duty of Man and Citizen According to Natural Law*, ed. by J.Tully and transl. by M.Silverthorne (Cambridge U.P., 1991), p.85.
- (3) かかる立場に対してジョン・ロールズは、人間の生まれながらの才能や能力および人間の育った環境は偶然的なものであるから、これらによって富の分配が決定されるのは正義に合致しないという(不自然な批判を提出している。 Cf. J.Rawls, *A Theory of Justice* (Harvard U.P. 1971), p.72. ジョン・ロールズ(矢島欽次監訳)『正義論』(紀伊国屋書店一九七九)五六頁。
- (4) このことについては、さしあたり以下を参照せよ。林喜代美「ジョン・スチュアート・ミルの『自由論』を読む」(『徳島大学社会科学研究所』第十八号、二〇〇二年)
- (5) J.Locke, *Some Considerations of the Consequences of the Lowering of Interest, and Raising the Value of Money*, (1691), in *Locke on Money*, 2 vols. ed. by P.H.Kelly (Oxford. U.P., 1991), vol.1, p.211.

## おわりに

ロックのプロパティ論は、一面、自然権論であり、一面、功利主義論である。ところが両者は根本のところ

相入れないのである。J・S・ミルは『功利主義』（一八六一年雑誌に発表、六三年単行本出版）の第五章において、自然権あるいは基本的道德的権利にもとづく正義論と功利主義的倫理学とは何ら矛盾するものではないと主張しているが、これは間違いである。功利主義は社会の一般にあるいは全体的福祉（幸福）の最大化を究極目標とするのであるが、自然権（道德的基本的権利）の理論は、個人の一定の活動領域の不可侵性を、個々人について保守しようとするもので、功利主義の最大化原理に対する制限原理として自己の優越性つまり個人の福祉の優先性を主張するのである。

ロックは少くとも『統治二論』執筆当時、この矛盾に気づかなかったようである、というよりは気づかなくなっていたと言うほうが正確である。というのは、初期の『自然法論』（一六六〇年から六四年にかけて執筆された）と推定されている）において、ロックは、正義と利益、義務と効用、権利（所有権）と効用を区別し、もし利益や効用や便宜が正義や義務や権利の規準となってしまうえば、「あらゆる悪事に門戸をひらくことになるのではなからうか」（第八エッセイ）と述べ、自然法（神法）への揺るぎなき信仰を告白している。

ところが『人間知性論』（一六八九）になると、上述の信仰あるいは思想は姿を消し、人間の〈快苦〉が〈善悪〉の規準であるとする倫理学説（『人間知性論』第二卷第二〇章第二節、第二卷第二一章第四二節および第六一節、第二卷第二八章第五節）が登場する。ロックもホッブズと同じ倫理学説を採用するにいたったのである。かくして道德法としての超越論的自然法（神法）は、ここに崩壊し、ロックは、以降、倫理学を構築することができなまま生涯を閉じることになる。超越者＝神に究極的根拠をおく自然法論と人間の経験以外のいかなるものをも拒否する経験論との間には、架橋不可能な溝が存在する。このことは誰にでも簡単に理解できることである。ロックはこの両者にはさまれて倫理学を構築することができなかったのである。

ところが『統治二論』においては、超越論的自然法論を土台にプロパティ自然権論が展開されている（このことは『人間知性論』の経験論と明らかに矛盾するのであるが、ここはこのことについて議論する場所ではない）。

ロックは私的所有権を自然権論に拠って正当化すると同時に、功利主義的な正当化論をも提示している。これは前者を補強するためであると思われるが、下手をするとプロパティ自然権論を掘り崩すことになりかねない。ここにロックが述べている功利主義的正当化論を整理しておこう。

(一) まずロックが挙げる、私的所有権取得の第一の事由は労働である。なぜ労働が最も重視されるのか。生活財の価値の大部分をつくり出すのは労働だからである(第三六、三七、四〇―四三節)。特に土地については私有地は放置されている土地よりも一〇〇倍の生産力をもっているが、これは労働を投下しているからである。このことは前述した。労働は使用価値のみならず交換価値をも生産する(第四八―五〇節)。もちろん交換価値は単に労働のみによってではなく、市場の需要供給関係によって決定されることは断わるまでもない。ロックは『統治二論』においては、ここまでの認識には達していないように思う。交換価値も「労働が概してその価値の尺度となる」(第五〇節)とロックは考えているからである。要するに私的所有は生産力と生産量を増大させるから肯定されるべきである。

(二) この生産力と生産量の増大は、大局的にみれば人類の福祉すなわちこのばあいは人類の生活水準の向上に貢献する。「労働によって土地を私有する人は人類の共有財産を減少させるのではなく、かえってこれを増加させるのである」(第三七節)。しかし私有財産所有者は人類の福祉のために労働しているのではない。かれらは自己のために労働しているのである。このことが結果的に人類の生活上に貢献しているのである。ロックが言わんとしていることはこういうことである。ロックは、国家や社会や人類のために、人間は生きるべきだという全体主義思想を、自己所有権の理論をもって断固拒否している。人間は個々人すべてが自己目的的存在である。それ故、人間はまず自己のために生きるべきである。かかる生き方が、結果的に他者や社会や人類に貢献するのである。

(三) 神は人類に「勤勉と労働」によって自然界の全人類の共有物から自己保存に必要なものを取り出し、加工

して利用せよと命じている（第一篇第四二節、第二篇第三一、三四、三六、三七、四二、四五、四六、四八節）。これは労働せず、否、労働を軽べつしてきた僧侶階級と貴族階級に対する決別の辞である。ロックは断固として新興の市民階級の側に立つ。

しかしながら労働は苦痛であり、労苦であり、骨折りであり、勤勉な者のみがよくこれに耐えるのである。それ故、苦痛に耐えて労働した者は自己の労働の生産物を所有する権利がある（第三四、四二、四三節）。私的所  
有は苦痛をともなう労働に対する奨励である。だがこれは私的所有の一側面であつて、その本質ではない。あるいは重要な側面ではないということ忘れてはならぬ。

ロックにあつては、プロパティの功利主義的正当化論はプロパティ自然権論を補強する以上の意味はもつていないように思われる。

プロパティなくして個人の自由も尊厳も存在し得ない。このことに最初に気づいたのがロックであつた。かれはプロパティの不可侵性を哲学的に基礎づけ、政府の任務はプロパティの保全であると宣言した最初の思想家である。かれはこのことを執拗に繰り返しているが（第三、九四、九五、一二四、一三一、一三四、一三八、一七一、二二二節）、ロックのプロパティの不可侵性に対する信念は『統治三論』第六章「征服について」において最も強力かつ鮮明に表明されている（第一七八—一八〇、一八二節）。さらにロックは『寛容書簡』（一六八九）においても宗教、信仰を理由に国民のプロパティを侵害することは絶対に認められないと繰り返し主張している。<sup>①</sup>

こういうことからロックは自由の擁護者というよりはプロパティの擁護者であると解釈されがちであるが、プロパティは自由の物質的土台なのだというロックの洞察を見失なつてはならない。かれはプロパティのためにプロパティを弁護したのではない。かれは自由の下支えとしてのプロパティを弁護したのである。そして、かれの

理解する自由とは、他人を害さない範囲で、自己の選択した人生を生きることである。すべての個人が他人を害しないかぎり自己の自由な選択にしたがって自己の人生を生きる権利を等しくもっているのである。このことは各人がプロパティをもっていなければ不可能である。

このことは共産主義国家における人間の自由を考えてみれば一目瞭然である。国家・政府に服従している人々は国家機関や国営企業等に就職することができるであろう。しかし不服従者や反対者は断じて就職できない。かれらに残されている人生は屈服するか、餓死するか、強制収用所送りだけである。ところが資本主義国家では、A社に就職できなければBCDE……と選択肢は無数にある。選択肢が多ければ多いほど自由の程度は高いのである。

ロックは、人間の自由を政治哲学の中心に据え、これをいかにして実現するかを追究した最初の偉大な自由主義政治哲学者である。かれのプロパティ論は人間の自由の物質的土台となるものであることを見落してはならない。

ロック研究者のなかには、ロックの政治哲学は獨創性に欠け、凡庸で、論理一貫性に欠ける憾みがあると批判する人がいるが、ロックの偉大さはいささかも動揺していない。ロックの心の構えは今も正しいと私は確信している。

- (一) J.Locke, *A Letter concerning Toleration* (1689), in *The Works of John Locke* 9 vols, 12th ed. (London, 1824), vol.5, pp. 17, 20, 35, 42, 43-44. 生松敬三訳『寛容についての書簡』(『世界の名著・ロック・ヒューム』中央公論社一九六八)「三六一」三六四、三七九、三八六、三八八頁。